

令和2年11月16日

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行期おける対応について

季節性インフルエンザの流行期では、毎年、多数の発熱患者が発生しており、発熱等の症状がある方に対して、適切に相談・診療等ができるよう、国・県の方針を踏まえて、11月から発熱等の症状がある方の相談先は、原則として「かかりつけ医」に変更となりました。なお、「かかりつけ医」がない方、または、どこに相談してよいか分からない方は、「受診・相談センター」にご相談ください。

◎119番通報をする前に・・・

- ① 発熱や風邪のような症状のある方 → まずは「かかりつけ医」に電話相談
- ② 発熱や風邪のような症状のある方で「かかりつけ医がない・相談先が分からない」
→ 「受診・相談センター」 ☎ 0120-567-747 (毎日24時間対応)
- ③ 症状は無いけど、新型コロナウイルス感染症の感染が心配な方
→ 「一般相談 (コールセンター)」 ☎ 0120-567-177
(平日 8:30~21:00・休日 8:30~17:15)

※耳の不自由な方はファックスで FAX 024-521-7926

◎緊急事態は迷わず119通報・・・

119指令員から、以下のことを伺いますので回答して下さい。

- ① 必要事項 (だれが、どこで、何をして、どうしたか、今はどうしているか)
- ② 37.5℃以上の発熱があるか、いつから続いているか
- ③ 呼吸器症状 (咳や呼吸困難など) はないか
- ④ 基礎疾患や通院歴、現在治療中の病気はあるか
- ⑤ のどの痛みや鼻水の症状がないか

※上の②~⑤の症状がある場合は、下の事項を追加して伺います。

- ア 新型コロナ感染症であることが確定した者と濃厚接触歴があるか
- イ 症状が出る前の14日間以内に流行が確認されている地域に渡航又居住していたか
- ウ 上 (イ) の者と濃厚接触歴はないか

上記の内容に該当した場合は、「保健所へ連絡し対応」または「受診・相談センター」のご紹介をすることになります。

◎救急車の出動について・・・

救急車は119通報後、直ちに出勤しますが、新型コロナ感染症が疑われる場合は、通常の感染止対策 (感染防止衣、マスク、手袋) の他にゴーグルやシューズカバーを装着することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

消防署では「救急隊員が感染しない」・「救急隊員から感染させない」を基本として救急業務を行っております。

◎消防署からのお願い

署内では「咳エチケット」・手指消毒を徹底しております。不要不急の来庁はご遠慮いただくとともに、来庁する際はマスク着用等の対応をお願いします。